明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七五）　一
○下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境三）　二
〔告　示〕
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一五）　二
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五二四）
○日本国に帰化を許可する件（同五二五）
○コンゴ民主共和国における北キブ州ルチュル地域における元児童兵の社会復帰のための共同計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務三六一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二三三〇～二三三六）
○保安林の指定を解除する件（同二三三七～二三五三）
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通一〇七三）　四
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が決定された件（防衛一九〇）　六
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（同一九一）
〔人事異動〕
法務省　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　九
防衛省防災業務計画の修正要旨の公表について（防衛省）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　三〇

省　令

○国土交通省令第七十五号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百十七号）第十五条第六号の規定に基づき、下水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

下水道法施行規則の一部を改正する省令

下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号及び第二号を次のように改める。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ　計画設計を行わせる場合　四年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

ロ　実施設計又は工事の監督管理を行わせる場合　六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二　学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者で、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ　計画設計を行わせる場合　六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

ロ　処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合　一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

ハ　排水施設に係る監督管理等を行わせる場合　六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者